

岩手県選挙管理委員会告示第28号

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する告示

岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程（平成11年岩手県選挙管理委員会告示第42号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第6条関係）				別表第1（第6条関係）			
区分		金額		区分		金額	
1 [略]		[略]		1 [略]		[略]	
2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下この項において同じ。）に複写したものの交付（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第1項の報告書、書面及び政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）に限る。）		フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき40円に収支報告書等1枚ごとに10円を加えた額					
3 [略]		[略]		2 [略]		[略]	
4 [略]		[略]		3 [略]		[略]	
5 1から4までに掲げる以外のものの交付		[略]		4 1から3までに掲げる以外のものの交付		[略]	
備考 2から4までの項の規定による交付は、委員会が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）によりこれらを行うことができる場合に限り行うものとする。				備考 2及び3の項の規定による交付は、委員会が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）によりこれらを行うことができる場合に限り行うものとする。			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
開示の実施の方法	区分	単位	金額	開示の実施の方法	区分	金額	
複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅	1枚につき	40円	複製物の交付			



			に複写した場合には、 <u>80円</u> と)			た場合にあつては、 <u>80円</u> )
	2 1に掲げる以外の写し	<u>1枚につき</u>	当該写しの作成に要する費用に相当する額		2 1に掲げる以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額
備考 改正部分は、下線の部分である。						

附 則

- この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- この告示による改正後の岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程別表第1及び別表第2の規定は、この告示の施行の日以後にされた開示請求（情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（岩手県選挙管理委員会が受理したものに限る。）については、なお従前の例による。